

令和元年度 第1回鴨川市水道事業運営委員会次第

日 時 令和元年5月9日（木）午後3時00分

場 所 鴨川市水道局 1階 会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 会長選出

5 議 事

(1) 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 平成30年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について

6 その他

7 閉 会

鴨川市水道事業運営委員会委員名簿

任期：2年
期間：自 平成31年4月1日
至 令和3年3月31日

氏 名	職 名	備 考
鈴 木 美 一	市 議 会 議 員	
福 原 三 枝 子	〃	
梶 恵 子	識見を有する者	
中 村 康 仁	〃	
高 梨 俊 和	〃	
田 仲 重 郎	〃	
和 泉 良 史	〃	

議案第 号

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 月 日提出

鴨川市長 亀田 郁夫

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鴨川市水道事業給水条例（平成 17 年鴨川市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条中「合計額に、100 分の 108 を乗じて得た額とする」を「合計額とする」に改め、同条後段を削る。

第 31 条第 1 項第 1 号中「基本料金の 2 分の 1」の次に「。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」を加える。

第 34 条第 1 号中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改め、同条第 5 号中「540 円」を「550 円」に改め、同条第 6 号中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改め、同条第 7 号中「4,320 円」を「4,400 円」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 14 条関係）

加入者負担金

口径	負担金の額
13 mm	130,900 円
20 mm	306,900 円
25 mm	474,100 円
30 mm	712,800 円
40 mm	1,263,900 円
50 mm	1,906,300 円
75 mm	4,250,400 円

別表第 2（第 27 条関係）

水道料金

用途	基本料金 (0 m ³ から 8 m ³ まで)		超過料金		
	口径	金額	9 m ³ から 20 m ³ まで	21 m ³ から 40 m ³ まで	41 m ³ 以上
一般用	13mm	1,661 円	1 m ³ につき 242 円	1 m ³ につき 275 円	1 m ³ につき 330 円
	20mm	1,925 円			
	25mm	4,246 円			
	30mm	5,703 円			
	40mm	10,989 円			
	50mm	16,071 円			
	75mm	36,311 円			

共用	13mm	1,661 円	1 m ³ につき 242 円
	20mm	1,925 円	
	25mm	4,246 円	
	30mm	5,703 円	
	40mm	10,989 円	
	50mm	16,071 円	
	75mm	36,311 円	
浴場営業用		1,694 円	1 m ³ につき 187 円
臨時用		一般用の口径別基本料金欄に定める額に2,200 円又はその口径別基本料金の2分の1のいずれか高い額を加えた額	1 m ³ につき 385 円
私設消火栓		3,850 円	火災の場合 無料 火災以外の場合 1 m ³ につき 495 円

備考

- 1 一般用 一般家庭、病院、官公署、事業場並びに次項及び第3項に属しないものにおいて使用するものをいう。
- 2 浴場営業用 一般公衆浴場に使用するものをいう。
- 3 臨時用 工事その他の理由により一時的に使用するものをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る当該料金の額の算定については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第34条第1号及び第5号から第7号までの規定は、施行日以後に行われる設計、立会い及び開栓に係る手数料について適用し、施行日前に行われた設計、立会い及び開栓に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に納付すべき事由が生じる加入者負担金について適用し、施行日前に納付すべき事由が生じた加入者負担金については、なお従前の例による。

議案第 号

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

平成 24 年 8 月 22 日に公布された社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）により消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）が改正され、その一部が令和元年 10 月 1 日から施行されること等に伴い、水道に係る料金、手数料及び加入者負担金について改定を行うため、鴨川市水道事業給水条例（平成 17 年鴨川市条例第 146 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- （1） 8 パーセントの消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を転嫁している料金、給水装置工事の設計、私設消火栓を消防の演習に使用するときの立会い、水道施設の立会い及び申請者からの申立てによる開栓に係る手数料並びに加入者負担金について、10 パーセントの消費税を転嫁する。
- （2） 料金について消費税の額を含めた額を表示することとするほか、これに伴う条文の整備を行う。

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

鴨川市水道事業給水条例 新旧対照表

現行	改正案
（料金） 第 27 条 料金は、1 月について別表第 2 に掲げる用途の区分に応じた基本料金と超過料金の金額の合計額に、100 分の 108 を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額	（料金） 第 27 条 料金は、1 月について別表第 2 に掲げる用途の区分に応じた基本料金と超過料金の金額の合計額とする。

を切り捨てるものとする。

(特別の場合における料金の算定)

第31条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

(1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは基本料金の2分の1

(2) 略

2 略

(手数料)

第34条 手数料は、次の各号の区分により当該各号に定める額を徴収する。

(1) 管理者が給水装置工事の設計をするとき 1件につき設計金額の100分の5。ただし、100円に満たないときは100円とし、その金額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2)～(4) 略

(5) 第23条第2項の立会いをするとき 1回につき 540円

(6) 水道施設に対する立会い(国又は地方公共団体の請求による立会いを除く。)を求められて立会いをするとき 立会いに要した時間について職員の時間外勤務手当に相当する額に100分の108を乗じて得た額。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(特別の場合における料金の算定)

第31条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

(1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは基本料金の2分の1。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 略

2 略

(手数料)

第34条 手数料は、次の各号の区分により当該各号に定める額を徴収する。

(1) 管理者が給水装置工事の設計をするとき 1件につき設計金額の100分の5。ただし、100円に満たないときは100円とし、その金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2)～(4) 略

(5) 第23条第2項の立会いをするとき 1回につき 550円

(6) 水道施設に対する立会い(国又は地方公共団体の請求による立会いを除く。)を求められて立会いをするとき 立会いに要した時間について職員の時間外勤務手当に相当する額に100分の110を乗じて得た額。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(7) 申請者からの申立てにより開栓をするとき(新設の場合を除く。)
1 件につき 4,320 円

(8) 略

別表第 1 (第 14 条関係)

加入者負担金

<u>口径</u>	<u>負担金の額</u>
<u>13mm</u>	<u>128,520 円</u>
<u>20mm</u>	<u>301,320 円</u>
<u>25mm</u>	<u>465,480 円</u>
<u>30mm</u>	<u>699,840 円</u>
<u>40mm</u>	<u>1,240,920 円</u>
<u>50mm</u>	<u>1,871,640 円</u>
<u>75mm</u>	<u>4,173,120 円</u>

別表第 2 (第 27 条関係)

水道料金

<u>用途</u>	<u>基本料金</u> [0m ³ から8m ³ まで]		<u>超過料金</u>		
	<u>口径</u>	<u>金額</u>	<u>9m³から 20m³まで</u>	<u>21m³から 40m³まで</u>	<u>41m³以上</u>
<u>一般用</u>	<u>13mm</u>	<u>1,510 円</u>	<u>1 m³につ き 220 円</u>	<u>1 m³につ き 250 円</u>	<u>1 m³につ き 300 円</u>
	<u>20mm</u>	<u>1,750 円</u>			
	<u>25mm</u>	<u>3,860 円</u>			
	<u>30mm</u>	<u>5,185 円</u>			

(7) 申請者からの申立てにより開栓をするとき(新設の場合を除く。)
1 件につき 4,400 円

(8) 略

別表第 1 (第 14 条関係)

加入者負担金

<u>口径</u>	<u>負担金の額</u>
<u>13mm</u>	<u>130,900 円</u>
<u>20mm</u>	<u>306,900 円</u>
<u>25mm</u>	<u>474,100 円</u>
<u>30mm</u>	<u>712,800 円</u>
<u>40mm</u>	<u>1,263,900 円</u>
<u>50mm</u>	<u>1,906,300 円</u>
<u>75mm</u>	<u>4,250,400 円</u>

別表第 2 (第 27 条関係)

水道料金

<u>用途</u>	<u>基本料金</u> (0m ³ から8m ³ まで)		<u>超過料金</u>		
	<u>口径</u>	<u>金額</u>	<u>9m³から 20m³まで</u>	<u>21m³から 40m³まで</u>	<u>41m³以上</u>
<u>一般用</u>	<u>13mm</u>	<u>1,661 円</u>	<u>1 m³につ き 242 円</u>	<u>1 m³につ き 275 円</u>	<u>1 m³につ き 330 円</u>
	<u>20mm</u>	<u>1,925 円</u>			
	<u>25mm</u>	<u>4,246 円</u>			
	<u>30mm</u>	<u>5,703 円</u>			

<u>1 一般用 一般家庭、病院、官公署、事業場並びに次号及び第3号に属しないものにおいて使用するものをいう。</u> <u>2 浴場営業用 一般公衆浴場に使用するものをいう。</u> <u>3 臨時用 工事又は住所を有しなく、一時的な居住その他により一時的に使用するものをいう。</u>	<u>1 一般用 一般家庭、病院、官公署、事業場並びに次項及び第3項に属しないものにおいて使用するものをいう。</u> <u>2 浴場営業用 一般公衆浴場に使用するものをいう。</u> <u>3 臨時用 工事その他の理由により一時的に使用するものをいう。</u>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る当該料金の額の算定については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第34条第1号及び第5号から第7号までの規定は、施行日以後に行われる設計、立会い及び開栓に係る手数料について適用し、施行日前に行われた設計、立会い及び開栓に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に納付すべき事由が生じる加入者負担金について適用し、施行日前に納付すべき事由が生じた加入者負担金については、なお従前の例による。

報告第 号

平成 30 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について

平成 30 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

令和元年 月 日

鴨川市長 亀田 郁夫

平成30年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	損益勘定留 保資金等			
			円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的 支出	1 建設改 良事業 費	市道和田改 田線配水管 布設替工事	16,092,000	0	16,092,000	0	16,092,000	0	0	市道整備事業の市道和田改田線改良工事（鴨川市施工）の繰越に伴い、工期を延長するもの。

令和元年度

第 1 回水道事業運営委員会資料

令和元年 5 月 9 日

鴨 川 市 水 道 局

目次

議案説明資料

議案 1	鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について.....	1
議案 2	平成 30 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について.....	4

議案説明資料

議案 1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

平成 24 年 8 月 22 日に公布された社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）により消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）が改正され、その一部が令和元年 10 月 1 日から施行されること等に伴い、水道に係る料金、手数料及び加入者負担金について改正を行うため、鴨川市水道事業給水条例（平成 17 年鴨川市条例第 146 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求めるものである。

2 関係法令

【消費税法関係】

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）」

（消費税法の一部改正）

第 2 条 消費税法の一部を次のように改正する。

（略）

第 29 条中「100 分の 6.3」を「100 分の 7.8」に改める。

（略）

【地方消費税関係】

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）」

（地方税法の一部改正）

第 1 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部を次のように改正する。

（略）

第 72 条の 83 中「63 分の 17」を「78 分の 22」に改める。

（略）

※地方消費税については、消費税額を課税標準額とする。（地方税法第 72 条の 82）

現行 : $6.3 / 100 \times 17 / 63 = 1.7 / 100$

改正後 : $7.8 / 100 \times 22 / 78 = 2.2 / 100$

3 関係法令の内容

消費税率及び地方消費税率を引き上げた。

区分	現行	改正後
消費税率	6. 3 %	7. 8 %
地方消費税率	1. 7 %	2. 2 %
合計	8. 0 %	10. 0 %

4 施行期日

令和元年 10 月 1 日

経過措置に関する関係法令（抜粋）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）」

附則（旅客運賃等の税率等に関する経過措置）

第 5 条第 2 項（※）

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する電気通信役務をいう。）（以下この項において「特定継続供給役務」という。）で一部施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等並びに特定継続供給役務で一部施行日前から継続して提供を受けているものその他の政令で定める特定課税仕入れ（消費税法第 5 条第 1 項に規定する特定課税仕入れをいう。以下付則第 14 条までにおいて同じ。）で一部施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利又は支払義務が確定するもの（一部施行日以後初めて料金の支払を受ける権利又は支払義務が確定する日が同月 30 日後であるもの（以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れ」という。）にあっては、当該確定したもののうち、政令で定める部分）の当該確定した料金（特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れにあっては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。）に係る課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れに係る消費税については、31 年度消費税法第 29 条に規定する税率による。

（※）この附則第 5 条第 2 項は、同附則第 16 条第 1 項により準用された場合における読み替え後の規定を指す。

説 明

- （１）継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、施行日（令和元年 10 月 1 日）前から継続して供給し、又は供給される電気、ガス、水道水及び電気通信役務で、施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、旧税率が適用される。
- （２）令和元年 10 月 31 日以後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものについては、当該確定した料金のうち、次の算式により算出した部分について旧税率が適用される。

法令に基づく算定式（消費税法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 148 号））

経過措置の対象となる部分

=

施行日以後始めて支払を受け
る権利が確定する料金

×

前回確定日から令和元年 10 月 31
日までの基幹の月数（※）

（A）

前回確定日から施行日以後はじめて
料金を支払を受ける権利が確定
する日までの期間の月数（※）

（B）

※月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは 1 月とする。

（例）施行日前の検針日が令和元年 9 月 10 日、施行日以後の検針日が 10 月 10 日の場合

10/1 前の
検針日
9/10

施行日
10/1

最初の
検針日
10/10

11/1

その次の
検針日
11/10

税率 8%を適用（10 月分水道料）

税率 10%を適用（11 月分水道料）

議案 2 平成 30 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について

1 概要

他事業工事の繰越により、本工事の支払義務の発生が翌年度になることが明白となったことから、地方公営企業法第 26 条第 1 項に基づく予算繰越を行うもの。

管理者は繰越額の使用に関する計画について、地方公営企業法第 26 条第 3 項に基づき越計算書により長に報告し、長はその旨を議会に報告しなければならない。

(予算の繰越)

第 26 条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。